

第十三回 参議院厚生委員会會議録第二十三号

(一三三)

昭和二十七年六月六日(金曜日)午前十一時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君  
理事 長島 銀藏君  
井上 なつゑ君  
深川 タマエ君

委員 大谷 豊潤君  
小杉 繁安君  
中山 壽彦君  
藤森 眞治君  
河崎 ナツ君  
山下 義信君  
谷口 彌三郎君  
丸山 直友君

衆議院議員 岡野 清豪君  
政府委員 厚生政務次官 松野 彌三君  
厚生省児童局長 高田 正巳君  
事務局側 常任委員 草間 弘司君  
常任委員 会専門員 多田 仁己君  
会専門員 小委員長の報告

本日の會議に付した事件  
○医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
○児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八部 厚生委員会會議録第二十三号 昭和二十七年六月六日【参議院】

○委員長(梅津錦一君) 只今から厚生委員会を開きます。

公報で御通知申上げてあります案件のほかに緊急議題といたしまして医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を丸山さんからお願いいたします。

○衆議院議員(丸山直友君) 只今議題となりまして医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

医師又は齒科医師になるためには、國家試験に合格しなければならぬこととは申すまでもないことであります。が、従前大陸特に滿洲方面向けの医師の養成を目的とした學校を卒業した者、正規の日本の學校又は齒科醫學校を出ては居ないが朝鮮、中華民國、蒙疆、マライ、シンガポール等の現地において免許を受けて醫業を営んでいて終戦により引揚げた者のためには、國民医療法施行令特例の試験による救済等が講ぜられたのであります。この試験を受けて二度とも合格しなかつた者、又は朝鮮及び滿洲國におきまして医師又は齒科医師試験の第一回の試験に合格した者に対しては、それぞれ醫師國家試験予備試験、又は齒科醫師國家試験予備試験に合格し更に所定の実地修練を行なつた上で、國家試験を受けて医師又は齒科医師になる道が開かれてゐるのであります。

試験及び齒科醫師國家試験予備試験の受験回数はいずれも二回に限られております。この試験に二度とも合格しなかつた者は永久に試験を受けることができなくなるのであります。而もこれらの者の多くは引揚げた者であつて、経済的にも同情すべき立場にあり、年齢的にも転業を困難とする者も少なくないので、醫師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律及び齒科醫師國家試験予備試験の実施期間中はその受験回数の制限を撤廃して将来に希望を持たせるということが適宜であると存じまして提案した次第であります。

何とぞ慎重審議の上、速かに、御可決あらんことを、御願ひ申し上げます。

○委員長(梅津錦一君) 續いて質疑に入ります。

○山下義信君 本案は質疑を打切つて討論を省略し、直ちに採決せられんこととの動議を提出します。

○井上なつゑ君 その前にちよつと質問が願ひとうございます。

○委員長(梅津錦一君) 動議が出ておりますから……その動議の中の質問事項でございますので、どういたしましてよろうか。

○山下義信君 動議の採決を願ひます。

○井上なつゑ君 極く簡単な質問なんです。

○委員長(梅津錦一君) それではどうしようか……。

上委員の質疑のあとで御採決を願ひます。

○井上なつゑ君 極く簡単な質問でございますが、只今、二回國家試験を受けてすでに合格しないで落第をしておられまして、この法律によつて救済される人数はどのくらいでございましてよろうか。

○衆議院議員(丸山直友君) 正確なる数字がつかめておりませんが、その数字は割合に少ないのであらうというふうに言われております。厚生省方面でこの試験は第三回目の試験が受けられるようになるかも知れないということ、願書の受付をしておられるところであります。明日がたしかその試験の期日であると思ひます。厚生省方面で正確なる数字をつかんでおられるかも知れませんが、私の得ました数字は非常に僅少であらうと思つております。只今申上げました第一の條件にはあります。即ち三年制度の學校であります。この卒業者は二回だけしか卒業生は出ておらぬのであります。従つてそのうち又すでに及第した者もありまゝです。これも正確な数字をつかんで今お答えできませんが、極く僅少で、この三つの種類を全部合算しましても百名以内であらうと考えております。

○山下義信君 採決願ひます。

○井上なつゑ君 結構でございます。

○委員長(梅津錦一君) 山下さんの動議に異議ございませんか。

○委員長(梅津錦一君) 呼ぶ者あり。

○委員長(梅津錦一君) それでは質疑

は終了したものと認め、討論を省略いたしまして採決をいたします。賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございます。原案通り決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名  
長島 銀藏 井上 なつゑ  
深川 タマエ 小杉 繁安  
大谷 豊潤 中山 壽彦  
河崎 ナツ 山下 義信  
藤森 眞治 谷口 彌三郎

○委員長(梅津錦一君) 署名漏れはございませんか。……署名漏れないものと認めます。

なお本會議における委員長のお頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(梅津錦一君) 呼ぶ者あり。

○委員長(梅津錦一君) 續いて児童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。引続き質疑に入ります。

○山下義信君 本日児童福祉法の一部を改正する法律案を議題に供せられたこの機会に、実はあとで小委員会の結論を御報告させて頂きますその前に念のために岡野國務相の御出席を

お願いをしまして、御意見を伺つて置きますことが、本改正案の審議の上で適當であると考えまして、本日御出席をお願いした次第でございます。お伺いいたします問題は申すまでもなく、平衡交付金の問題でございます、改めて指摘いたしますまでもなく、昨年十一月十四日の本院の本院議におきまして、当時の厚生大臣からは二十七年度の予算にもこれを含みまして要望を実現するように努力するという答弁があり、岡野国務相は、平衡交付金法は昨年初めて出発いたしましたものでございましてまだ実施日なお浅くして、その結果を見ております次第でございますが、僅かの期間とは申しながらいろいろ遺憾の点があつたことは皆様御承知の通りでございます。その点におきまして私は平衡交付金法を改正する腹案を今検討中でございます、お説は十分考慮しております、その結果が厚生大臣の答弁に現れたような情勢になつておりますから、河崎議員の熱烈な御示唆はすでに政府としても感込しまして、寄りと協議中でございます、恐らくお説の通りの結果が出て来ることと存じますから、暫らく時日をお借し下さることをお願いいたします。と、かように御答弁になつておるのでございます。この御答弁によりまして当委員会の本員らは非常に期待をいたしておりますところが、昨年末、本年初頭にかけては情勢が一変をいたし、御提出の本年度予算を見ますと、私に重ねて予算委員会、岡野国務相の結果になつておりましたの相並びに大蔵大臣の出席を求めまし

て、このことを伺いましたところが、当時の御答弁は河崎議員に対する答弁とは非常に趣きを異にいたしました。悲観的な御答弁でありましたものですから、直ちに当厚生委員会にその状況を報告いたしました。政府の出席を求め事情を聴取いたしました。ところが政務次官が出席をいたしました。絶対心配はございませんというようなことをななにお繰返して申しておりました。そこで、すでに予算案が提出になりました以後におきましても厚生省当局は、我々の所望の状況が実現するかのごとく当委員会で繰返して申しておつたような次第でございます。併しながら事實は今日の現状のように相なつておるわけでございます。実は先般岡野國務相の御出身地の大阪市におきまして第六回全国児童福祉大会が開催せられましたときに、参集のおよそ三千名に近しい大衆はこの問題につきまして喧々ごうごうの聲が高くなりまして、当時の大会の空気は政府を責めるといふよりは、この問題を取扱つた衆参両院の、殊に厚生委員の責任を追及するという空気が非常に強かつたのでございます。併しながら当時出席の松永代議士が岡野國務相のために一席弁じましたように、聴衆が漸く納得いたしましたような事実もあるわけでございます。今回児童福祉法の改正案が提出せられました。その中にはすでに大臣は御承知で、おありになると存じますが、かの可憐なる花売娘の街頭労働の禁止、その他児童の夜間の街頭労働の禁止等をいたしました。児童福祉の目的を達しようとする改正案が出ております。私どももいたしましては、ただこれらの禁止規定、取締規定、処罰規定のみを以

てしは児童の福祉は増進されないものでありまして、この裏付といたしまして生活の保障或いは児童福祉措置の強化等の対策が併行いたすべきことを要望いたし、今日まで熱心なる質疑を續けて参つたのでございます。ここにおきまして問題に相なります児童福祉措置費の平衡交付金の問題の解決をどうしてもやらなければならん状態に差迫つて参りましたのでございます。当厚生委員会といたしましては小委員会、後ほど報告いたすであります。それらのことについて御審議をお願いするつもりでございますが、その以前に本院におきまして国会に對してその國務大臣が責任ある答弁をなされたその御答弁の経過なり、或いは又御所信を承わらずして、我々厚生委員会が独自の決定をいたしますことは、いささか政治の礼儀上にも慥みて考慮いたしまして、本日は特に岡野國務相の御出席を求め、御所信を承わり、而して我々の審議に移りたいと存じたのであります。岡野國務相は私が甚だ失礼なことを申上げるまでもなく、我が国第一流のバンカーであつて、而もその性質は誠に何と云いますか、謹直、質実、正直なおかたであつて、政治家として最も期待のできる人である私は確信をいたしております。そのかたが国会とお約束なさり、或いは国会の席上でこういう御趣旨の御答弁をなされておりました、そのままであつては後世に残る記録上私どもといたしましても不本意であり、又大臣にとりましてもさぞかしお心残りのことであらうと存じまするので、この際明快なる御答弁を頂き、御所信のほどを承わりました、政治家としての實質の御解決を願

つて置きまするのが、今日この機会が唯一の機会ではないかと考えますので、御出席を願ひまして御所信のほどを承わりたいと存ずる次第でございます。

○国務大臣(岡野清麿君) 山下委員の御質問にお答え申し上げます。只今幾々お説の通り私はそういうような觀念で進んで来たのでございますが、この点において一つ御了承を願ひたいと存じますことは二つございまして、一つはこの児童福祉について特別の取扱をいたしますという平衡交付金の中のいろいろな問題が関連いたしまして、結局平衡交付金というものの根本的な存立の趣旨を或いは動かすまでに至るまでの大改正をしなければならんということが一つ、それからもう一つは御承知でもありませんが、これは大きな声では申せませんが、今年の四月二十八日までは何といたしましても技術的に我々の経綸を行うことができない状態にあつたのでございます。でございますので、この二つの事情によりまして今日まで皆様方の非常な御熱心な御努力にもかかわらず、政府といたしましてこれに手を着けることができなかったものでございます。そこで私どももいたしましては、この問題は決して念頭を去つたわけでもございません。検討をとだえたわけでもございませんわけて、今回国会に提案いたしました地方制度調査会というものを作りまして、地方制度を根本的にやはり改正しなければならぬ。こういう構想の下に地方税法並びに地方税法と関連いたしましたとして国税、それから同時に平衡交付金と、こう三つを財政面におきましては地方制度の一番大事な改正の根本

て、そうして検討しておる次第でございます。でございますから大要結論が選れておることは事実でございますけれども、そういう方向に進んでおるといふことだけは御了承願いたいと存じます。

○山下義信君 今日まで児童福祉指置費の問題が解決を見るに至らなかった事情につきまして只今大臣からお答えになりましたような事情がおりになつたといふこと、これは了承いたしました。誠にそれでございましたであろうと思ひます。併し私が伺つておりますのは、岡野國務相は根本的な意見といたしまして児童の上に非常な御同情を垂れられて、これらの費用が補助金でなくてはうまく運用が行かないだらうといふ点にも御了承を賜つて、成るべくそういう趣旨に聞けように努力するという御答弁があつたわけなんです。今日までそれが表現に至らなかつたという経過は、只今お述べになりました了承いたしましたのでございますが、今後はどういふふうになさるうとするのであるか。又岡野國務相のお考えは、只今申上げたような、従来国会で御答弁相成つたような御所信で御進下さるであらうかどうかといふ、あなたの御所信を承つて置きたい、こういうのでございます。

○國務大臣(岡野清藏君) お答え申し上げます。只今申上げましたように、地方の財政というものは御承知の通りすべてにつきまして非常に窮乏をいたしております。でございますから、この点におきまして私の立場といたしまし

ては、地方の行政の各項目すべてに亘つて十分御満足に行くような税法、平衡交付金法、並びに若し必要があるとするれば国庫から地方税に税源を移す。そうして地方に弾力性のある税収を得させる、こういう方向に進んで行こうと思つております。でございますから若し私に理想を言わせませんならば、私は根本的に地方財政のあり方というものを變えてしまいたいと思つております。といふことは地方が今限られたる、弾力性のない税収によつて、而も毎年々々中央政府からいふんな仕事を仰せ付けられて、そうしてそれに対する税源が伴わないといふことでは地方自治の確立はできない。同時に地方において仕事をしに行くといふことにつきまして、私の根本概念からいたしますれば、地方自治といふものは中央からいふ／＼お指図を受けたたり、又紐を付けたたり、そうして義務を感じたり、そういうことなしに、自由自在に自分自身の自治政治をやつて行ける、こういうのが先ず根本精神でございます。若し理想といたしますならば、私は今後税源を十分弾力性のあるように与えまして、そうして地方自治固有の仕事は勿論のこと、中央から与えられた仕事に對しても十分の財源が得られるようにこれをやつて行きたい。これが第一の理想でございます。併しながら今日の国家財政、並びに地方財政といふものは、その理想を持ちまして、そういうふうに行かんといふ情勢が昨年以来出ておるのでございます。でありますから、若しそであるといふたしますれば、又方向を變えまして或いはもと負担金であり若しくは補助金であつたといふような制度を復活

しなければならぬといふことも出て来ると思ひます。一にかかつて、これは地方の事務の再配分といふものが十分確定いたしました、その事務に合わせた財政収入といふものが如何にして確保されるか。こういう点を私は十分検討いたしました、そして先ほど申し上げました理想といたしましては、できるだけ財源を与えて、そして地方がやつて行く自治固有の事務は勿論のこと、中央から与えられた仕事に對しても十分なる、収入が得られるといふ方向に、これを第一の理想としてやつて行きたいと思ひます。併しそれが若し実情上現下の情勢ではなか／＼むずかしいこととなれば、その次にはやはりお考えのように、平衡交付金じや工合が悪いから負担金補助金にして行く、こういう方向にして行く。こういう考えを持つております。でありますから只今のところでは私はいろいろ理想案に向つて事務当局に準備をさせておりますが、併し第二次の方向としてはそういう方向にも考えを及ぼすといふ案を作つております。

○山下義信君 大要明快な御答弁を頂きました。将来についての、地方財政についての御理想、私どもも同感でございます。まして御尤もであります。而してその理想に到達いたしまする段階の、即ち現状におきましては大体において止むを得ざる場合には、即ち問題になつております児童福祉法のごときものについては、その理想の実現に至るまでの過程において、万止むを得ざる事情と、こう考へるならば、それが、補助金に直るといふことについて、その辺がはつきりと御明言には相成りませんでしたが、言外と言

いますか、お述べになりましたお言葉の中に御反対ではないといふお心持に私も拜聴いたしました、非常に示唆に富んだ、御答弁を頂いた、かように考へるのでございます。従ひまして私は今一点最後に伺つておきたいと思ひます。これは、この現状の場合なんです。将来、地方財源が確立し、或いは中央、地方の事務再配分の諸検討を終了されまして御理想の段階に至りますまでの、即ち不完全ながら平衡交付金を存続せざるを得ないという立場に置かれたところの現状に即しまして、若し私どもがこの地方財政法の規定の中にこの児童の福祉に關しまする、即ち日々のそれらの生活費等の費用に關しますることは、従来のいろいろなデータ等に鑑みまして、これは一つ補助金に願ひたいといふようなことの、仮に、我々の意見が具体的に地方財政法の一つの改正といふような事態と相成りましたときには、国務相は御反対に相成るでしょうか、御賛成下さいますでしょうか。その辺のお心持を承つておきますことが決してこれは無駄なことではない。かように考へて御意見を拜聴したいと思ひのであります。

○国務大臣(岡野清素君) 私はその点につきまして、只今申し上げましたような理想を持つておまして、同時にその理想を実現するために、地方制度調査会といふものももうすでに国会において御審議を経られて成立するものと思つております。我々もいたしましては、それに次いで提案すべきいろいろの具体的理想案、並びに第二次、第三次といふようなものを検討しつつあるわけでございますから、若しできま

ましたのであります。只今の御答弁で御反対にはなりませんやうで、できれば猶予したかどうかといふお心持であつたやうでございますが、御反対でありますれば改めて承りますが、御反対でありませんならば御答弁を頂きませんでもよろしいと思ひます。なお地方財政法の何か改正案につきまして、今国会に一つ出たやうでございますが、なを国会の会期も、日数がありますが、会期中に地方財政法に關しまする改正案等を出しになるやうなことはございせんか。もうお出しになるやうなことはないのではありませんか。念のために伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清素君) 先ず前段のことについて一応もう一度申し上げておきたいと思ひますことは、私は只今お出し下さることに對しては賛成いたしかねる。こういう氣持でございます。それから次に財政法につきまして先般或いは通りましたかどうか、衆議院のほうは通りまして参議院のほうへ回つてゐるはずでございます。地方財政法の一部改正法律案、それからもう一つ平衡交付金法の改正案が今出ております。その平衡交付金法の改正案のうち、こういうことを一つ盛り込んでございます。と申しますのは、今までは平衡交付金法といふものは中央から何らかれを指図してはいけなかつたか、又義務付けてはいけなかつたか、こういうふうにして算出の基礎は十分出しまして、そうして割当はありますけれども、与えましてその平衡交付金といふものは、これは何から中央政府に對する義務付けではなくて、地方団体が自由自在に使つてよろしいといふこと

で、中央からのいろいろの金を渡してあります。けれどもこういうこともありませんので、一応概括的の一つの平衡交付金としましては一步後退の方向でございまして、中央において地方にこういう仕事をしろということ、一つの機関委任をいたしました場合には、それに対する平衡交付金は若し地方がその仕事をしないときには平衡交付金を返してもらふという制裁を与えるように法律を改正いたしておきます。と申しますことは例で申しますならば、或る一つの仕事をすることを地方に命ずる又地方に委託する。その場合に中央からこれの金を出す、それと平衡交付金によつてやるんだ。併しながらその仕事をやるについては中央において法律を以てこういうような施設をし、こういうような人員を使え、こういうような資材を整備しろというようなことを法律で定める下されば、それに合つた通りの平衡交付金の算出を作りまして、そして地方に渡します。これはもと／＼通りの平衡交付金でありまして算出はするけれども、地方の自由自在に使うてよろしいということになつておつたのであります。今日の改正法ではその中央で定められたならば、その通りやつてもらふことを期待する。若しそれができなかつた場合にはその平衡交付金は中央に引揚げてしまふ。こういうような、平衡交付金といたしましては少し後退した改正案を出しております。多分これは通ることと思ひます。それによりまして一時凌ぎはできることになるわけでございます。

○山下義信君 前段の地方財政法改正案は参議院のほうは五月十六日に上げ

てすつかり済んでおります。○国務大臣(岡野清重君) 財政法には関係ありません。

○山下義信君 ないですね。○国務大臣(岡野清重君) 平衡交付金のほうです。

○山下義信君 では私の質疑はこの程度に……○委員長(梅津錦一君) はかに御質疑

ございせんか。なければ大臣はお忙しいようでありますから……速記をとめて下さい。

【速記中止】○委員長(梅津錦一君) 速記を始めて下さい。

○山下義信君 当委員会は去る五日、児童福祉法の一部を改正する法律案の審議をいたしますので、早速小委員会を開催いたしまして慎重審議を重ねましたところ、本改正案には修正を加える必要を認めましたので、種々検討の結果満場一致を以ちまして修正案を提案する次第でございます。

児童福祉法の一部を改正する法律案を次のように修正する。第三十三條の改正規定の前に次の一條を加える。

第十一條を次のように改める。第十一條 都道府県は、児童相談所に児童福祉司を置かなければなら

ない。児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等これらの者の福祉増進に努める。

児童福祉司は、児童相談所長の定める担当区域により、前項の職

務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。附則第一項を次のように改める。

（施行期日）1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十四條第一項の改正規定は昭和二十七年九月一日から、附則第四項の規定は昭和二十八年四月一日から施行する。

附則第三項の次に次の一項を加える。（地方財政法の一部改正）4 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條第七号中「並びに身体障害児の保護」を「身体障害児の保護、児童福祉施設並びに里親」に改める。

この児童福祉法一部改正案に対する修正案につきましては附則はこの際省略いたします。

○委員長(梅津錦一君) 只今の小委員長の報告に対して御質疑ございませんか。

○深川タマエ君 この修正案の中の附則第四項に地方財政法を改正するといふことがございすけれども、地方財政法を改正するのはこれでよろしいございすか。この委員会だけでできま

すのでございすか。○山下義信君 お答え申し上げます。この委員会だけでよろしいと思ひます。

○委員長(梅津錦一君) それでは小委員長報告の通り承認することに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】○委員長(梅津錦一君) さよう決定いたします。

ほかに御質疑がなければ質疑を打ち切りまして討論に入りたいと思ひます。【賛成】と呼ぶ者あり

○中山寿彦君 私はこの法案の採決に当りまして、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成するものであります。が、ここに附帯決議案を提出したいと思ひます。

附帯決議 今回第三十四條を改正して児童の街商に制限規定を加えることにしたのは、これによつてその福祉を増進しようとする趣旨であつて、禁止そのものが目的でないことは勿論である。よつて政府は法の実施にあつてはよくこれを周知徹底せしめ一面それらの輔導又は生活の扶助等万全の方途をつくし福祉の実に欠くることのないよう努めなければなら

ない。以上であります。○委員長(梅津錦一君) 只今の附帯決議案に対して、御意見がございしたら伺ひたいと思ひます。御意見ないようでしたら、了承するものと決定いたしました。

ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】○委員長(梅津錦一君) 討論は終局したものと認めます。

それでは採決をいたします。本案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。【賛成者挙手】

○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございます。それでは委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、本

案を可とされたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名 長島 銀藏 井上たつゑ 深川タマエ 小杉 繁安 大谷 豊潤 中山 壽彦 河崎 ナツ 山下 義信 藤森 眞治 谷口彌三郎

○委員長(梅津錦一君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないと認めます。なお先例により諸般の手續は委員長に御一任を願ひます。

本日はこれで散会いたします。午前十一時五十分散会

六月五日日本委員会に左の事件を付託された

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律案

第一條 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

本則中但書を削る。

第二條 齒科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中但書を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。